

京都市告示第 163 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 6 月 17 日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
岩倉20号線	左京区岩倉長谷町361番地地先から同町221番地の2地先まで	告示の日
八瀬39号線	左京区八瀬近衛町338番地の1地先から同町431番地の1地先まで	〃
山科小山経10号線	山科区小山鎮守町56番地地先から同町57番地の1地先まで	〃
山科日ノ岡緯4の1号線	山科区日ノ岡石塚町34番地の4地先から同町22番地の19地先まで	〃
嵯峨経30号線	右京区嵯峨苅分町29番地の13地先内	〃
嵯峨経75号線	右京区嵯峨一本木町34番地地先から同町39番地の2地先まで	〃
羽束師16号線	伏見区羽束師菱川町671番地地先内	〃
深草緯116号線	伏見区深草大亀谷大山町13番地の17地先から同町3番地の7地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)